

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

流行遅れ商品の評価損

Q：当社は、洋品雑貨の販売を営む会社です。流行遅れの商品について、評価損を計上してもよいでしょうか。

A：今後通常の価格で売ることができないことが過去の実績等から明らかな場合には、評価損を計上することができます。

【解説】

法人税法では、会社の帳簿に記帳すべき資産の価額は、原則として、その資産の取得価額によることとされています。

したがって、資産の評価換えによる損失を計上することは認められませんが、特定の事実が生じた場合に限り、例外的に評価損の計上を認めることとしています。

その事実の一つに、「棚卸資産が著しく陳腐化したこと」があり、この「著しく陳腐化した」とは、棚卸資産そのものに物質的な欠陥がないにもかかわらず、経済的な環境の変化に伴ってその価値が著しく減少し、その価額が今後回復しないと認められる状態にあることをいいます。例えば次のような事実がこれに該当します。

- (1) いわゆる季節商品で売れ残ったものについて、今後通常の価額では販売することができないことが既往の実績その他の事情に照らして明らかであること
- (2) その商品と用途の面ではおおむね同様のものであるが、型式、性能、品質等が著しく異なる新製品が発売されたことにより、その商品につき今後通常の方法により販売することができないようになったこと

